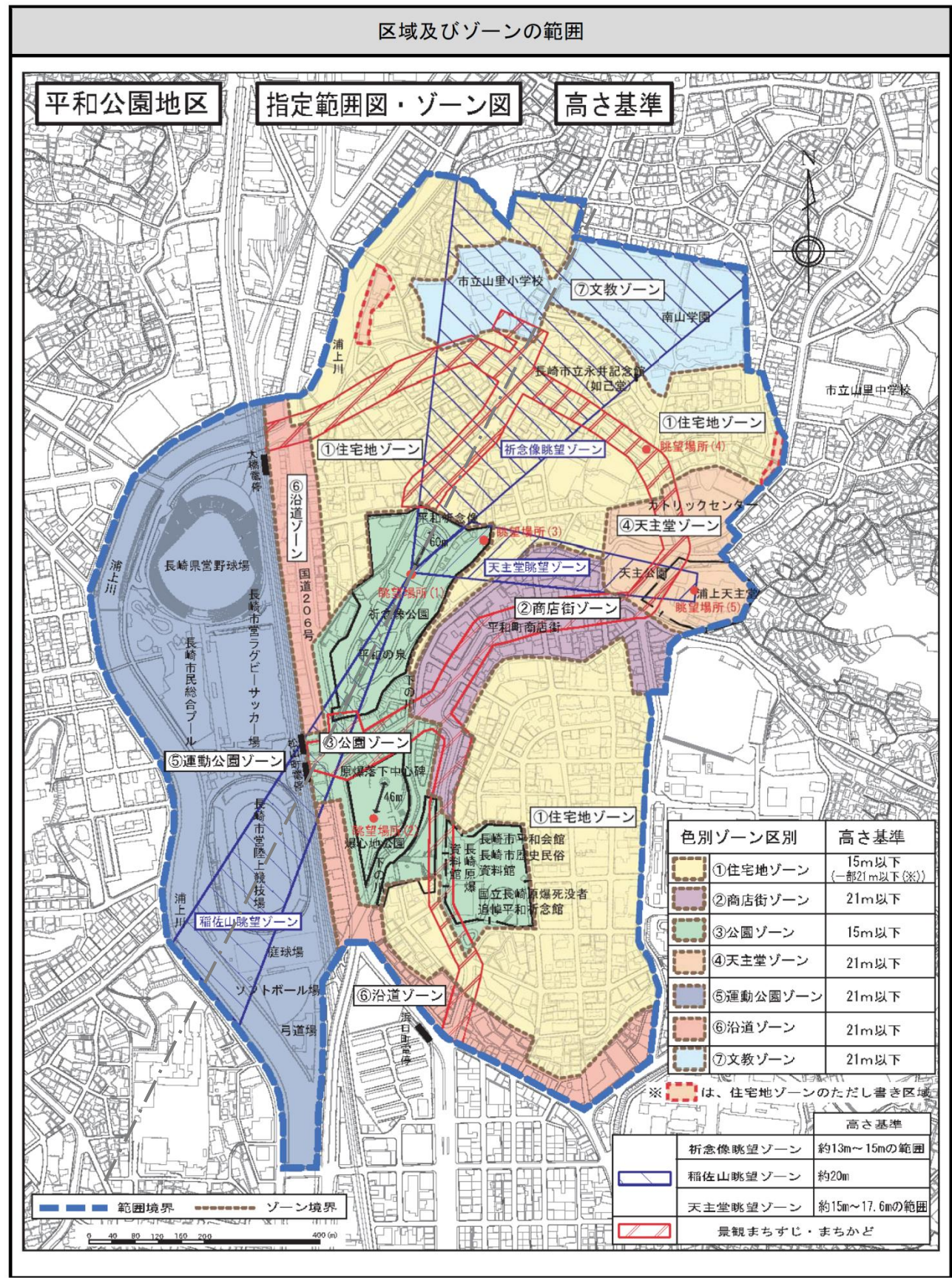


8. 景観形成の考え方

(1) 平和公園地区景観形成重点地区

平和公園及びその周辺地域は、「平和公園地区景観形成重点地区」に指定されており、景観形成の考え方や、高さ基準が設けられている。



図－8（再掲） 平和公園地区景観形成重点地区（区域及びゾーンの範囲）

ア 景観形成に関する指針（抜粋）

ゾーン	景観の形成に関する方針
運動公園ゾーン	市民スポーツ、レクリエーションの場として、また緑豊かな憩いの場となる空間を創出する。
稲佐山眺望ゾーン	稲佐山への眺望を保全する。

イ 景観形成基準の基本的な考え方（抜粋）

ゾーン	景観の形成に関する方針
共通（全体）	・ 祈念像公園、爆心地公園内の聖域としての景観を確保するために、公園周囲の建築物や工作物は公園内から見えないように配慮する。 ・ レンガ壁や緑を意識した色彩計画を行い、原色・高彩度色の使用は避ける。また、経年変化がわかる自然な仕上げ材料や素材の使用を促進する。 ・ 建築物の屋根の形状は、眺望として映るまちなみにリズムをもたせた形状とする。 ・ 事業所や集合住宅等規模が大きな駐車場や資材置き場は、建物の形状や周辺のまちなみと調和させる。 ・ まちなみに潤いと連続性をつくり、平和のイメージに彩りを添える敷地の緑化を行う。 ・ 自動販売機は、聖域である祈念像公園、爆心地公園の隣接地としてのイメージを阻害しないように配慮する。
運動公園ゾーン	・ ゆとりと潤いのある憩いの広場として緑化を図る。 ・ 浦上川の水辺空間を活かした公園として保全を図る。
稲佐山眺望ゾーン	・ 稲佐山の印象的眺望を確保するために、建築物や工作物の位置・高さに配慮する。

ウ 景観形成基準（高さ基準）（抜粋）

ゾーン	行為の種別・事項	景観形成基準
運動公園ゾーン	建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	・ 高さは21m以下とする。
稲佐山眺望ゾーン		・ 高さは約20.0mとする。

平和公園（西地区（運動公園ゾーン））においては、市民がスポーツやレクリエーション、憩いの場として利用する空間を、ゆとりと潤いのある憩いの広場として緑化を図るとともに、建築物の高さ基準を設けることにより、稲佐山の印象的眺望を確保し、平和交流軸をより際立たせる景観形成を図ることとしている。

(2) 景観形成の考え方

基本的な考え方

平和公園（西地区）が有する2つの軸（平和交流軸・シンボル軸）をより際立たせるとともに、心身への活力や安らぎをもたらす「自然性」と、市街地の活動的な「都市性」とが調和する、魅力的な公園景観を形成する。

「軸性」の表現	「自然性」の表現	「都市性」の表現
●平和交流軸 ・平和交流軸を意識した建築物や空間の整備 ●シンボル軸（市道松山町線） ・統一された舗装や並木、案内サイン等による象徴的な通りの形成 ・東西地区をつなぐゲートエリア（メイン）としての解放感が感じられる空間の創出 ・（仮称）松山 IC からの来訪者を迎え入れる新たなゲートエリア（サブ）としての解放感が感じられる空間の創出 ・電線類地中化による眺望景観の改善	●敷地のスケールを活かした空間の形成や、連続性が感じられる緑豊かな景観の形成 ●浦上川沿いの水辺への眺望や親水性が感じられる水辺景観の形成 ●土、石、木材など自然素材を活用した景観の形成	●高架道路や再整備するスポーツ施設は、公園に溶け込み、違和感が感じられないような設え ●開放的でゆとりを感じられる高架下空間の形成 ●スポーツやレクリエーションなどを通して人々の交流や賑わいが感じられる空間の創出 ●シンボル軸（市道松山町線）と周辺のゾーンとのシームレスな空間の創出

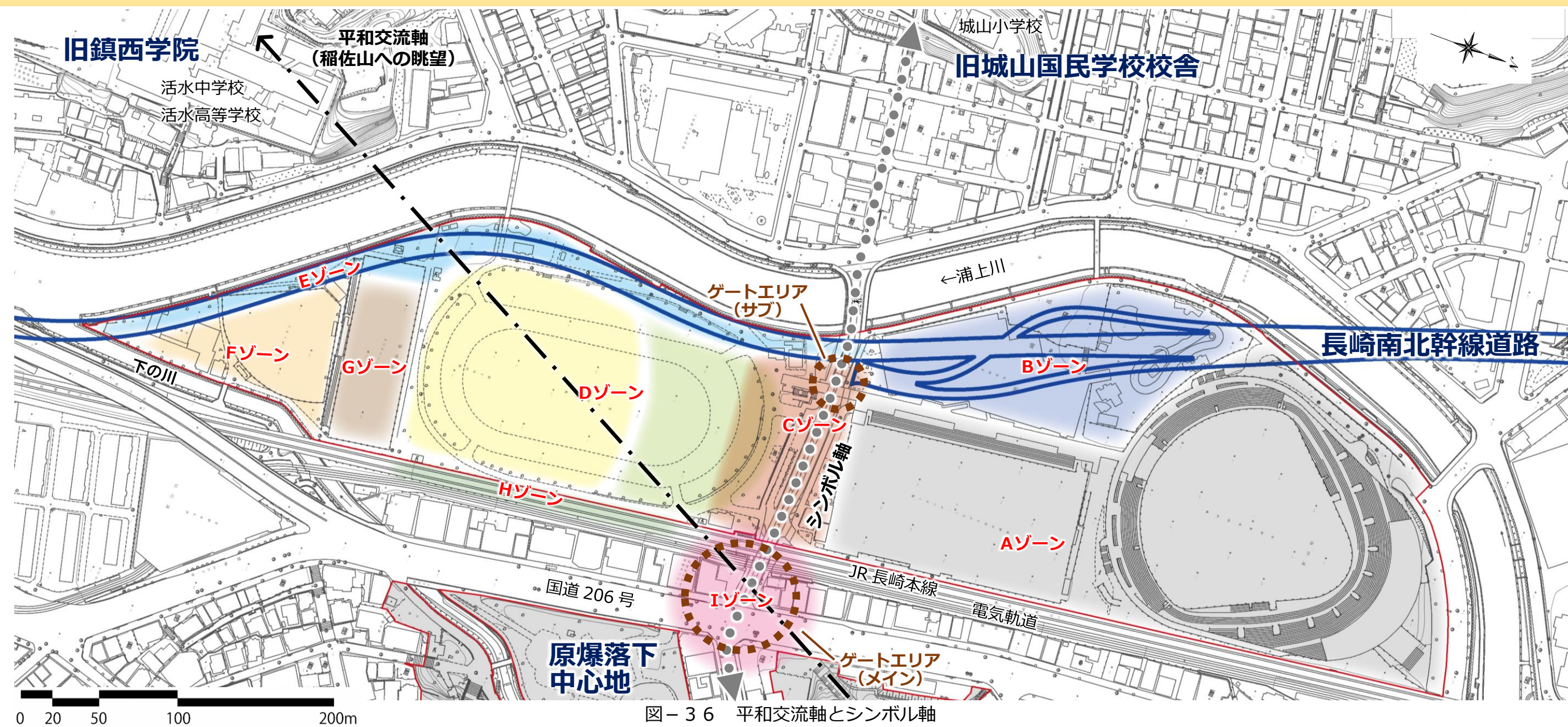


図-36 平和交流軸とシンボル軸